

福祉環境アドバイザー派遣事業（実施要領）

福祉環境アドバイザー派遣事業の実施に関しては、福祉環境アドバイザー派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

- 1 派遣申請
福祉環境アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣を希望する者は、道保健福祉部福祉局地域福祉課へ必要な書類を1部提出するものとする。
- 2 提出書類
派遣の申請をする者は、次に定める書類を提出するものとする。
 - (1) 施設等の整備（計画を含む。以下「施設の整備等」という。）
 - ① 福祉環境アドバイザー派遣申請書（別紙様式1-1）
 - ② 整備等の概要が分かる図面、資料等
 - (2) 福祉のまちづくりに関する講習会等（以下「講習会等」という。）
 - ① 福祉環境アドバイザー派遣申請書（別紙様式1-2）
 - ② 講習会等の概要が分かる開催要領等
- 3 派遣の決定
 - (1) 知事は、申請者から提出された申請書類を審査し、適切と認める場合は、福祉環境アドバイザー派遣決定通知書（別紙様式2）により、申請者に通知する。
また、要綱に定める要件を欠くと認められる者については、福祉環境アドバイザー派遣審査結果通知書（別紙様式3）により、申請者に通知する。
 - (2) 知事は、派遣が適切と認めるときは、福祉環境アドバイザー依頼書（別紙様式4）に当該申請書の写しを添えてアドバイザーに送付し、アドバイスを依頼するものとする。
- 4 事後報告
 - (1) 施設の整備等
 - ① 施設の整備等にあたってアドバイザーの派遣を受けた者は、派遣終了後速やかに福祉環境アドバイザー派遣事業実施報告書（別紙様式5-1）を道保健福祉部福祉局地域福祉課に提出する。
 - ② 施設の整備等にあたってアドバイザーの派遣を受けた者は、整備等の終了後速やかに福祉環境整備状況報告書（別紙様式6）を道保健福祉部福祉局地域福祉課に提出する。
 - (2) 講習会等
講習会等にあたってアドバイザーの派遣を受けた者は、派遣終了後速やかに福祉環境アドバイザー派遣事業実施報告書（別紙様式5-2）を道保健福祉部福祉局地域福祉課に提出する。
- 5 活動に要する費用
アドバイザーの活動に要する費用として、報償費及び旅費を次のとおり支給する。
 - (1) 報償費 1日当たり8千円
 - (2) 旅費 北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第38号）による行政職6級以下相当額とする。

附 則

この要領は、平成10年4月14日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成15年4月3日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成18年5月10日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和元年 5 月 16 日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和 8 年 4 月 3 日から施行する。